現代の労働者階級の状態

江口 英一

まえおき

あたえられた標記の課題について、労働総研・全労連共同による1992年7月の全労連大会に提出された報告書『「過重労働」下の労働と生活に関する調査報告一人間らしい労働と生活の実現をめざして』(以下の文中では『調査』とする)を土台としながら、この問題解明の責を果たしたいと思う。

この調査は小論の最後に記述しておこう¹⁾。ただ、その後それを土台として研究を深め、膨大なデータを保存する意味も含めて、かなり大部のものとしてまとめられ、今秋出版される予定である。以下の小論について、必要な詳しいデータは、その書物を参照していただきたいこと、そして以下の論考は、すべて小稿筆者個人の責任において、おこなっていることを述べておかねばならない。

1. 課題と方法

そこで標記の課題を考えると、さしあたり2つの問題が課せられているように思う。1つは、労働者階級というものを改めて「階級」という概念でとらえること、つまり、どうしてそれは「階級」なのかを考えるということである。われわれは労働者階級を「階級」として把えるのに、どう把えるか。そしてもう1つは、その「状

態」すなわち「労働者の状態」を把握するということである。その2つが重なっていると思う わけである。

そして以上の2つを「現代の」という限定を つけて、その中で観察し、明らかにすることで ある。われわれは「現代」のここでの限定を、 日本の80年代とする。それは70年代半ばからの いわゆる「ME合理化」といわれる過程が、さま ざまな国家の政策に一段と強力にささえられな がら、資本を拡大・蓄積し、日本経済を世界の トップレベルにまでもっていった過程である。 またそれはいわゆる臨調「行革」といわれる特 別な財政・行政政策によって直接的に一層、強 化・加速され、一方その中で直接生産を担う労 働者は、労働と生活の全面にわたるいわゆる搾 取・収奪の中になげこまれ、果ては世界的に有 名となったカローシさえ、社会的に広範に現わ れてきた時期である。われわれはその労働の体 制を、とくに「過重労働」体制と言い、新しい 段階として特徴づけたのである。

ところで「労働者の状態」とは、一言で言っていわゆる階級社会としての資本主義社会が、その展開と発展の中で、その内包する矛盾を現出させていくというような諸現象の、最大であり最高のものであるといってよいであろう。それは、資本主義に独自のものであり、資本主義のもつ矛盾の極致を体現しているものである。

ということは反対に「労働者の状態」を明らかにすることは、その矛盾を内包する社会の構造を明らかにしていくことであり、結局、「階級」と「階級」の矛盾を明らかにすることであり、ひいては「階級」そのものの成り立ち、その対抗関係を明らかにしていくことである。すなわち、先述した2つのこと、「階級」として明らかにち、先述した2つのこと、「階級」として明らかにすることと、そこでの「労働者の状態」を明らかにすることはそれほど違わないことであり、とかにすることはそれほど違わないことであり、とも両者は相結びあい、相関連しあっている。そういう考え方を前提し、あたえられた課題に接近していこうとするわけである。

さてその場合、われわれが以上の分析に用いた方法は、「労働と生活」をペアのものとして、一つの「輪」であり、どのような形でか「循環」するものとして、その総体をとらえるという方法であった。すべての事実あるいは現実の分析のためには、仮説あるいは理論というものが必要である。「労働者の状態」を「労働と生活」の「循環」の「輪」として、その両側面を含むものとして、トータルにつかむという方法によるわけである。

ただ上記の「輪」とか「循環」といっても、 「労働」は「生活」に対して規定的だといわれる。確かに資本主義のもとでは、労働者は雇われなければ「生活」ができず、そうでなければ「循環」は始まらない。けれども、労働のための労働力がつくられるのは、「生活」においてである。そしてその労働力は労働者のものである。売る売らないも自由であり、それを時間ぎめで売るわけである。「労働」が「生活」を規定するといっても、規定はいわば外郭や形式をきめるということで、生活の中味、内容まできめるわけではない。ここに労働者のいわば主体性の根 拠がある。けれども資本主義社会で、他には何 の生活手段もない (短期にはあり得ても) 労働 者は結局労働力を売り、生活の糧を得るよりい たし方はない。そこでそれを時間ぎめで売るの だが、その時間が長いか短いか、価格は、とい った労働者の一定の主体性は残されたものとな る。こうして「労働と生活」は前者が「規定」 的でありながら、その「輪」はたんなる「循環」 という面だけでなく、「労働」と「生活」の両者 は相闘いながら、それぞれ自己を主張しあう相 対的に独自性をもったものとなる。その「循環」 はその中に矛盾、闘いを内包し、しかも一つの 「輪」として、「ペア」なものとして存在する。 もし労働力を購入する側が強ければ「生活」の 面はその作用をうけ、惨めなものとなり、結局、 その「規定」性は強くなり、支配の力は強く、 従属の地位は深く、低くなるのだろう。

いずれにしてもわれわれは「労働者の状態」を把握するのに「労働と生活」をトータルに把握し、その「状態」を把握することが必要だということである。

こうしてそれを包括的に把握することは、上 記のように、その間の闘いと支配・従属の様相 を把握することになるとすれば、われわれはそ の方法により、階級関係を把握することにつな がっていくであろう。

いうまでもないことだが、もともと「階級」、 特に資本主義社会のもとでそれを考えるという ことは、その社会の中で有産のものに対し、無 産のもの、プロレタリアートといわれるものを 区別するための概念であったであろう。たとえ 何がしかの資産らしきものを持とうと、例えば 投資のためではなく、食べ、住み、寝るところ の1軒の住宅を持とうと、年所得1000万円とか なんとかの所得を持とうと持つまいと、労働力 を売り、勤め、主としてそれで暮らしていかな ければならない以上、それは今日のプロレタリアートでしかないだろう。

それをもっと内容的に具体的に捉えていく場 合、労働者階級を「階級」として区別するため に、単に「雇用」「被雇用」、「自立営業」といっ た区別だけでは、「階級」として「労働者階級」 を把握する場合、不充分であるとわれわれは考 えてきた。そこには産業や業種、職業や従業上 の地位、職務の差、就業する企業の大きさ、就 業の規則・不規則性等といった区別がある。さ らに、収入の高低、恒常的な収入か変動常ない 収入か、生活の仕方、様式、慣習、ものの考え 方等々、きわめて多要因のものとして考え、こ れをとらえてきた。少なくとも「生活」の要因 は「階級」を考えるのに不可欠である。「生活」 はとくに今日においては、「労働」に腐食され、 資本の支配がますます深く貫いていることが示 される場である。その様相は分析の結果を通じ て具体的に示された。

そして更にこのような分析方法によって明らかに出来ることは、「階級」の内部集団としての「階層」を見つけ、区分できることである。それは上記したような多くの要因において大まかに同質的で一致できると見られる集団を分け、そのいわば内部編成を示すことができることである。これらの「階級」の中の「階層編成」を明らかにすることは、共同闘争、統一闘争に不可欠のことであり、そこに階級全体としての共通的統一的要求を求め、明確化することが「階級」としての闘いにとって最低必要なことだろうからである。

2. 類型(階層)分けされた労働者の 分布と位置

われわれの明らかにすべき対象は、1980年代 の「過重労働」体制のもとで、長時間、高密度、 高緊張労働にしたがう上述のような意味での今日の「労働者階級」全体の「状態」である。ただこの研究は現実の調査に基づくものである。そこで後に数字で示すように、この『調査』による観察範囲を検証した結果は、「不安定雇用」の労働分野を別とすれば、全労働者階級のほぼ70%を把えていることがわかったので、われわれは、この調査・研究が全労働者階級の「状態」を語るのに十分耐えうると判断したのである。今日の日本の全労働者階級のどの部分に該当し、それは全体のどの位の分野にあたるかを示し、その限定性を明確にすることとする。

そこで労働総研・全労連『調査』の捉えた対象を次のような類型(階層)に分ける。それは「過重労働」の態様を中心にしながら分けているが、単にそれに尽きるものではない。それは先述のように、その他の要因も多く考え、賃金や生活の仕方・様式などもその要因の中に入れている。そういう意味では既述の「階級」の下位概念としての「社会階層」に近い。そして重要なことは、それらを6つの類型として並べ、全体のいわば見取図をつくっていることである。それは単に、概念的に机の上で分けてみたというものではない。労働運動の実践家にも意見を聴き、つくっていったのである。本調査の母数4,513人は、このようにして表1のように分けられ、並べられた。

われわれの考えた「労働と生活」の「輪」は、表に見られるように、高密度、高緊張労働が主要なものである。「ME 合理化」といわれる過程のもとで、かつてのようないわゆる「重筋肉労働」といわれるものではない。しかし精神的・知的な要素、といっても高度という意味ではないが、注意力と忍耐と持続力を必要とする精神的疲労を伴う労働が主なものであった。仕事の個人的責任は重く、いずれにしても、すべての

表1 労働類型と含まれる労働一職場の種類

(全労連・労働総研調査)

			(全労連	・労働	総研調査			
	分		類		回答数(人)			
I -a	高緊張 •	高密度 (交代制深	夜労働)				
		①マスコ	ミ・新聞	報道	176			
		29クシ	一乗務員		262			
		③気象·	航空管制	官	122			
		④看護婦			240			
			場A(ライ	ン)	199			
		⑥長距離		,	155			
		⑦鉄道運			195			
		⑧観光バ			48.			
		© 1207C	17(17)30	小計				
				-1.bl	(31.0%)			
I -b	高緊張・	- 高密度(非交代制)				
		⑨教員			259			
		⑩保母 (公立保育	園)	131			
			民間保育		117			
				小計	507			
					(11.2%)			
II	恒常的死	 美型						
		①金融·	証券内務		216			
		①金融外	交・郵政	内外務	153			
		4 研究・	設計・ソ	フト	106			
		15開発·	測量・技	術	157			
		16印刷作	業		300			
			教習所指	導員	169			
		18販売員			235			
		(19)その他	の恒常的	残業	70			
				小計	1,406			
					(31.2%)			
III	定型的業務型							
		20公務·	一般事務	(係長以	上) 209			
		21公務·	一般事務	(係員)	187			
		22窓口サ	ービス		362			
				小計	758			
					(16.8%)			
IV	在来型的	勺生産労働	I					
		23生産現	場B (独	立)	118			
		24生產現	場C(下	請)	163			
				小言				
					(6.2%)			
V	不安定							
			ンプ運転	手	97			
		26警備清			56			
		②その他	L		11			
				小言				
					(3.6%)			
		総	計		4,513			
					(100.0%)			
_								

労働-職場で後に数字を示すように、疲労を何 らかの形で感じているのであって、その中でも 「いつも疲労を感じている」(蓄積疲労)が、ほ ぼ全体の50%をしめていたことは、全く重大で ある。なおI-aとして示されている交替制深 夜労働にしたがっているものが約30%であり、 しかもそれは看護婦などのように仕事の性質上、 深夜勤がどうしても含まれざるを得ない仕事で はないような仕事(たとえば I-aの⑤)、生産 現場A (ライン) などとして示されているよう な労働 (例えば自動車組立工のような) が無視 できない比重で、全労働者階級にひろがり、ま た増大しつつあったことは重大である。いずれ にしてもこの『調査』(91年6月)では、残業を 含む月間労働時間は196.3時間、年間にしてみる と2,355.6時間であった。総残業時間は26.7時間 となった。そこでこれら26の労働一職場につい て労働をめぐり、「過重労働」による疲労のひろ がりを特徴づけてみると、次頁の図1のように なる。

この図の数字は先掲の各類型の楕円形の中の 労働ー職場の番号を示すのである。この輪の重 なりが何重にもなっている部分では、その疲労 の要因が相乗されて強化されているところを示 すものである。例えば、②タクシー乗務員、⑥ 長距離トラック、⑧観光バス乗務員などは、い うならば最悪の条件が重なっている部分という ことになる。この図から、われわれは全体の様 相をある程度見渡すことができる。この図の作 成の基礎は『調査』の基礎データによっている。

さて、上記の『調査』によるそのような労働ー職場は、今日の日本の全体の「労働ー生活」を どの程度おおっているか。またふれていない「労働ー生活」の分野はどこか。それを確かめてお く必要がある。この検討は『調査』及び研究の 共同作業者大須真治氏がおこなわれたものであ

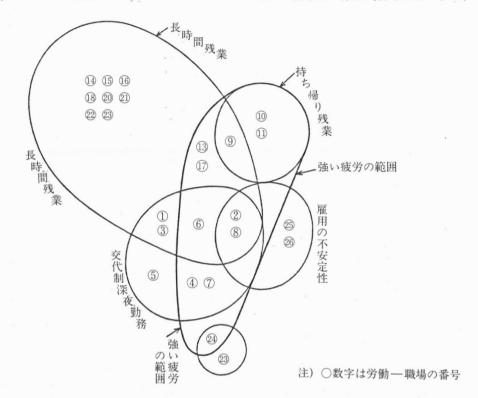


図1 「過重労働」下の疲労の広がりにおける労働 ― 職場別の様相(番号は表1参照)

り、それを掲示することにする。

表2によれば、ここに分析された労働類型(階層)、そしてそこに含まれる労働ー職場は、労働者階級の7割をおおい、職人的自営業者層としては3~4割ということである。この『調査』の把えている「労働ー生活」カバー率は、非常に高いが、下層労働者、不安定雇用労働者は大きくぬけている。逆に労働者階級の中では、今日の一般層は、かなりのカバー率で把えているということになる。

3.「労働者の状態」における現代的 な表われ

こうしてわれわれは今日の労働者の7割の労働ー職場、そして生活を観察したことになるが、まずすでにのべたように、疲労感をおぼえない

ものは4.1%、あとの96%は疲れを感じているの に驚かされた。中でも「いつも疲労感をもつ」 もの(慢性的疲労)は48%、高緊張・高密度の 1-b型(教員、保母など)などは、65.5%が その中にある。「慢性的疲労」ということ、これ はまことに重大なことである。『調査』時点後の 深刻な不況下の今日でも、その状況はかわりな いこと確実である。「不況過労死」という言葉が あるように、むしろより深刻な面をもつだろう。 たとえば残業の減少にともなう収入の減少を埋 めるため (それはかなり絶対的だろうから) 例 えばムーンライト・ワーク (夜間のアルバイト) が増大しつつあると見られるが、会社で残業す るかわりのそれは労働時間の減少にならないの みか、統計的に表われなくなっただけ矛盾は深 まったのである。現代の労働者はこのような「状

表 2 社会階級・階層構成表(1985年)における調査範囲と「カバー率」

(単位:千人)

		実 数	構 成 比	調査された範囲	調査された労働 職場のカバー率
総数 (15歳以上就業人口)		58,238	100.0		
農林漁業従事者数		5,251	9.0		
I 資本家階級		5,099	8.8		
	会社経営者	1,429	2.5		
2	部門担当経営者	932	1.6		
	小経営者	2,139	3.7		
3	1) 建設、機械的、手工的等	793	1.4		
	2) 商業主	614	1.1		
	3) サービス業主	119	0.2		
	4) 家族事務員	609	1.0		
4	公安従事者	599	1.0		
II 自営業者層		5,689	9.8	498	8.
1	自営業者	4,103	7.0	498	12.
	1) 建設職人	591	1.0	259	43.
	2) 手工業者	694	1.2	239	34.
	3) 小商業者	1,676	2.9	0	0.
	4) サービス業者	991	1.7	0	0.
	5) 運送業者	54	0.1	0	0.
	6) 医療保健業者	97	0.2	0	0.
2	名目的自営業者	1,586	2.7	0	0.
2	1) 一人親方	184	0.3	0	0.
	2) 小商人	272	0.5	0	0.
	3) 行商露天商	114	0.3	0	0.
	4) 仲買人	229	0.4	0	0.
	5) その他の雑業	787	1.4	0	0.
III 労働者階級		42,199	72.5	30,064	71.
1	不規則就業労働者	7,406	12.7	4,090	55.
	1) 単純労働者	3,927	6.7	3,927	100.
	2) 商業使用人	832	1.4	163	19.
	3) サービス使用人	1,959	3.4	0	0.
	4) 案内労働者	688	1.2	0	0.
2	販売サービス労働者	3,354	5.8	0	0
	1) 販売労働者	2,625	4.5	0	0
	2) サービス労働者	729	1.3	0	0
3	生産労働者	13,640	23.4	13,255	97
	1) 下層生産労働者	6,044	10.4	6,020	99
	2) 中層生産労働者	5,029	8.6	5,000	99
	3) 上層生産労働者	2,236	3.8	2,226	99
	4) 官公労働者	331	0.6	9	2
4	11: 14 11 34 41	17,799	30.6	12,719	71
	1) 販売俸給生活者	1,814	3.1		100
	2) 下層事務員	3,906	6.7	0	0
	3) 一般事務員	3,654	6.3	3,654	100
	4) 上層事務員	840	1.4	840	100
	5) 技術者	2,329	4.0	2,329	100
	6) 自由業的俸給生活者	1,141	2.0	1,141	100
	7) 教師	1,643	2.8	1.643	100
	8) 医療俸給生活者	1,351	2.3	1,298	96
	9) その他官公俸給生活者	1,001	2.0	1,500	1

作成の方法:26職場はもともと典型職場であって母集団から抽出したものではない。したがって、26職場が典型となりうると考えられる職種を想定して階級構成表に照合されていくことが必要になる。なぜなら、階級構成表 (江口方式) は国勢調査の職業小分類を基礎にしているからである。そこで①26職種に国勢調査 (1985) の職業小分類を対応させる。②江口階級構成表ではそれを24の職業群に分類しているので、24の職業群に対応させる。③江口階級構成表ではこの職業群を62年に従業の地位や企業規模に分類して階級の基礎にしている。④職業群を62年との地位や企業規模に分類したものが26職場に含まれているかどうかによって調査対象の範囲内にあるかどうかの判定基準とした。1 %あるかどうかを判断の目安とした。ただし企業規模については本調査では30人未満が一つの選択肢となっているので正確な照合はできない。判定は階層の再々分類まで遡って行った。

態」の中に投げこまれている。

既述のように「労働者の状態」は、さまざまな形で異常に拡大、蓄積される今日の資本主義のもつ「矛盾の極致」にあるものであった。その階級的支配の拡大と深化が展開するさまざまな形の矛盾(労働者にとっては苦しみとしてあらわれるところの)となってあらわれる現象は、それ自身、資本支配の強化と深化を示すものである。この『調査』とその研究は、それを明らかにすることが任務であったが、その結果をさらに集約していくのが、小稿での課題である。

(1) 労働時間と生活時間の入りまじり

このように残業が恒常化し、通勤時間が長くなる中で、仕事が"風呂敷"に包まれて家の中に黙って入ってくる。それは本『調査』でも著しい現象にとらえられた。いわゆるサービス残業は、職場で報酬なしでおこなわれる場合もあるが、一方それが家庭の中に居座る方向がある。

もともと「仕事の責任が重い」と意識的に考えている人は、労働類型により若干異なるが全平均では69.3%がそう思っており、「いつも仕事のことが頭から離れない」と訴えている人は40.5%ある。そういう状況の中で労働者は朝6時半までに6割弱の人は起き(前夜の就寝平均11時20分)、始業時間の少し前には会社につき、残業を平均的には1時間半はやり、家には平均的に早くて7時半にかえり、帰宅後就寝までの時間は3時間43分、その中へ仕事が黙って風呂敷に包まれて入ってくるのである。

いわゆる "風呂敷残業" の正確な統計はないが、今度の『調査』では、明らかにそれとして記入されたものは4分の1の人で、4分の3は「ほとんどなし」と答えていたが、「多忙時に」というのが14%、週1回以上の恒常的、慢性的な"風呂敷残業"が1割強示されていた。

このような、仕事そのものが直接入ってくる

場合以外、通常家庭に居るはずの休日に出勤す る休日労働がある。調査された1991年6月の休 日のうち出勤したもの(12.9%)、自宅で仕事を したもの(10.9%)、その他の場所で仕事をした もの (3.7%)、これらをあわせると、休日に働 いているものは3割近くなる。そういうことな ど、要するに仕事による「生活」の削り取りと 攪乱がはげしい。生活の日常的サイクルが平準 的でなく、「循環」がスムーズにいかずこわさ れ、労働ー生活の流れにいわば「空洞化」が生 じていく危険に、労働者は強くさらされている。 たとえば、家庭生活での一家のまとまりがこわ され、小「核家族」そのものが、その存亡の危 機にぶつかっているということである。それが 今日の労働者の「状態」のもう一つの大きな現 象である。

すでにのべたわれわれの仮説、「労働と生活」の「循環」が順当にいかない危険ということをそれは明らかに指し示すものである。もちろんそれが極度に進めば資本の循環も不可能となるわけで、それは無限にはすすむことは資本にとってもでき得ないであろう。しかし今日のような労働組合運動の右傾化の強い職場の情勢下で、そのような資本の労働、生活へのトータルな支配は、職場によって極限にまでおしすすめられていることは確かである。

(2) いわゆる「共働き」の広範化とその限界

さて、今日のような階級社会での資本の支配 の広がる中で、労働者の就労および生活の形態 として、いわゆる「共働き」といわれる「労働ー 生活」の形態が広範化していることは、今日の 労働者の「状態」の大きな特徴といってよいで あろう。労働者生活の側からいって、それで「労 働と生活」の「循環」が解決されているのでは なく、大きな矛盾がさまざまな形で横たわって いるのではあるが。 労働総研・全労連の『調査』対象の4513世帯では、「共働き」で配偶者がパートに就労していたものが15%、フルタイマーとして就労しているものは33.4%、週合計48.4%ということであった(ここでは月間130時間を区切りとし、それ未満をパート、それ以上をフルとした)。この数字は一般統計(例えば就労構造基本調査、1987年で農林業以外の有配偶者の妻の就労率は48.5%)でみても大差なく、しかも年々増加しつつあることが明らかにされている。

この「共働き」の形態は、いろいろの問題をはらんでいる。例えばパートとされているものにもいろいろあり、労働保護法制、社会法制による何等の保護のないもの、場合によってはお隣りの「お手伝い」のような形も含む。その収入は、労賃などといえるのか。いったいそれでいわゆる「共働き」といえるのか。しかしそれによるほんのわずかの収入も、大切なある目的をこめた金額であることは確かである。

いずれにしても「共働き」というなら、双方 通常の時間働き、通常の法制によってその労働 がまもられているのがその言葉にふさわしいの であって、この場合でも、資本のうけとる剰余 価値は2倍になる。しかも世帯としての全部の 生活時間はその分奪われ少なくなるのであり、 われわれの調査では、パートの形をふくむ夫婦 2人の1カ月の全時間1440時間のうち383時間45 分が労働の時間となり、それは全時間の27%と なる。それを稼得時間とするなら、それに必要 な通勤時間その他が加わるわけで、それは一家 の家族間や隣人などとの人間関係や、人間の発 達や文化の享受に影響を及ぼすのである。しか もくりかえしていえば、女子の賃金の差別的低 賃金、さらにそれを大きな基礎とする後述の男 子の低賃金の一方で、資本の利潤量は2倍にな るわけである。

資本の労働者への支配はこうして巧妙に 2 倍に強められるわけである。この場合注目されるのは「共働き」の仕事が、労働類型、その労働ー職場によって強く作用をうけることである。例えば I ー a 高密度・高緊張(交替制深夜労働)型のような場合、夫がそうであると、妻はパートの場合がフルタイマーより著しく多いのは、その労働、従って生活のための収入も限定をうけているということである。

さて、以上のように労働者世帯の約5割に及ぶという「共働き」形態は、それでは限りなく100%に近くなるかといえば、そうはいかないのである。この『調査』では、それ以外の半分は、配偶者無業の者28.2%、単身23%(同居の単身9.3%、単独世帯形成23.4%)、その他ということとなっていた。各型の世帯主の年齢は、共働き44.5歳、配偶者無就業は41.5歳、単身者は男子で33.3歳であった。単身者の年齢が高いのに注目された。これは、結婚し世帯を形成する条件、すなわち賃金・給料、住宅条件、その他が十分でなく、世帯を持つことができないということを強く表していた。

また配偶者無就業は、実質的には失業であるかもしれない。場合によっては家族の生活の世話、介護の必要などがあるかもしれない。社会的生活基盤、社会保障などの削減される中で、必要であるけれども、「共働き」できないのだ。

「共働き」は、一面としては、家族に生活上の 大きなさまざまなマイナスをもたらすことが多いであろう。家族生活に「空洞化」といった現象を生ずる危険を伴うであろうが、それを耐えるとしても、「共働き」のための仕事がなく、また世帯形成の条件さえない場合も生じつつある。また「共働き」の生活そのものも楽では決してあり得ないのであって、「共働き」しようとしまいと、解決されなければならない共通の、基本 的なものがあるわけである。

(3) その根底にある「今日的低賃金」

このように見てくると、現代の「共働きの状態」を、息のつまる出口のないような状況の中においているのは、膨張し、削ることができない固定化した家計費での、暮しの中での低賃金であると思われる。これをわれわれは「今日的低賃金」とよんでおいた。

1992年6月の時点のこの『調査』では、月額 賃金総平均で29.1万円、男子が31.5万円、女子 が21.7万円である。世帯人員は平均で男子の場 合3.6人、女子で3.5人であった。ボーナスの平 均率をかけ推計すると、ボーナス込みで月にな らして男子の場合40.8万円、年収入とすると 490.3万円であった。これらの金額は総務庁家計 調査の調査結果に照らすと、ちょうどその月々 の「消費支出」にしかあたらない。ということ は、住宅その他のローン、税金、社会保険料、 諸負担(受益者負担といわれる自己負担金)、ま さかの時に対しての貯金、生命保険掛金、入学 金その他のための保険料など一切支払うことが できない額である。もちろん現実的には、命令 的な社会的固定費としてのこれらの方を優先し て支払わなければならないわけだから、実際の 暮しでは食物、衣料、交際費等の諸雑費を削っ た、いわばケチケチした暮しに注意深く専念せ ざるを得ない。それらは、他人に見えるところ でなく、できるだけ見えないところで行われる ように気が使われる。それが困難な場合、そこ で「共働き」で外に出る。この場合の夫と妻の 賃金は、『調査』によると、妻がパートの時であ わせて39.5万円、フルタイマーの時で49.3万円 となる。これは月額であるので、ボーナスを込 めた月収入になおすと前者が約51万円、後者が 約62万円となる。ある程度上昇するわけである。 ところがその生活様式にうつれば、交際費、外

食費、衣料費 (クリーニング料などをふくむ)、 交通費その他それに応ずる出費が新しく加わる ことになる。そしてすでにのべたように家庭生 活時間は外へ出ての稼得時間だけ少なくなるこ とになる。いずれにしても、共働きでない場合 の最低必要経費、共働きの場合の最低必要経費 をわれわれは算出してみたのであるが、それに 対しやっと6割程度を満たすだけであることは、 項をあらためて記述することとしよう。

すでに述べたように、もともと賃金は、生活 費がそれでまかなわれるわけであるが、いずれ にしてもそれは労働力の価格であり、時間ぎめ で販売される。「過重労働」の中での賃金は、1 時間当りいくらになるのか。そうすると本『調 査』の結果では、それは男子で1,276円、女子で 1,171円となった。

ME下の労働にたずさわる労働の価格としての 1時間1,276円とか1,171円とかは、それがどう してきまるのかは別として、あまりにも低すぎ る。この低さを総額で補うために、労働者は長 時間、そして深夜も働く。ともあれ一端の労働 者の価格としての賃金が、いわゆるパートやア ルバイトといわれる形の労働の価格とそれほど 隔たりのないことに驚かされた。

そこで一方、このような賃金に対し、資本が受けとるものはどのような状態になるのか。新しく生み出される価値(剰余価値)は利潤として一方は資本へ、賃金として労働者に帰属していく。このような問題、すなわち剰余価値率の問題を実証的に研究されている藤吉信博氏によれば²⁾、簡単にいうとその取分の比率は1989年の時点で労働者1に対し、資本の方は3.5になるということである。これはますますはやくなる資本の回転率を5回とした場合である。いわゆる年間搾取率を計算すると17.5となるというのが氏の研究から出てくる。いずれにしても非常に

高い搾取率、急速な資本の蓄積といわねばならない。それは資本に留保され、蓄積されていく。すなわち高蓄積下の非常に低い賃金、それがもう一つ「今日の低賃金」を特徴づけている。労働者への支配の強力さと深さをそれに表現しているものである。経済大国、豊かな社会のもとでの低賃金、その展開する「過重労働」の体制の中に労働者は日々を送っている。

4. むすびにかえて

-人間らしい労働と生活に照らして-

さて、以上において、課題に対するごく簡略 な私の回答を述べたことにしたいと思う。

「状態」とは一つの事実であり、理屈ではないから、結論のようなものを示す必要はない。ただ、現象あるいは事実は、常に多側面であり、しかも相対立し、相反対する側面により成り立っている。とくに階級的社会における社会的諸事実はそうである。その中から本当の「状態」を示す真の事実をとり出し、それを明らかにする必要がある。われわれはそれを果たすため、これまでに明らかにされ認められてきた一定の理論一仮説を用いてきたのであった。

そういうことで今日の「労働者の状態」を把握するため「労働と生活」の「輪」とその「循環」なるものを考えたのであった。どんな場合でもその「輪」は「循環」するはずである。大きな「輪」はそれなりに、小さな「輪」はそれなり「循環」し「運動」するはずである。なぜならそうでなければ、生産は停止し、社会はこわれてしまうからである。そうはいっても、国民生活における高い水準の位置で、あるいは低い水準のところに位置し、「循環」するという差はあり得る。その場合、その水準がどのような性格かが、最も重要な問題を含む。もしそれが「生存」さえ脅かすようなものであるとしても、

その「循環」はこわされてしまうのである。反対に、豊かな、「人間らしい」水準にあればよろこばしいことである。また、まあまあの、近代的社会として標準的な、恥かしくない労働と生活の水準であるとするなら、それは最低限望ましいことである。

われわれはこのような考え方と、もう一つ「労 働と生活」の「輪」あるいは「循環」といった が、上述のようなレベルの問題でなく、階級社 会で「労働」の強い立場が「生活」を腐食し、 いわば呑みこんでしまうような、別言すれば支 配され、その中に吸い込まれてしまうような関 係を、もう一つの側面として考えてきた。その 点については、小稿の前節で、かなり具体的な 状況として、それを記述した。今日では、そこ での結論としては、「労働」と「生活」は入り混 じり、いわば資本の力の支配の中にくみこまれ ながら、労働者生活は喪われているかに見える が、まだそれが全く喪失されたというのではな く、小「核家族」生活の崩壊の危機の中ではあ るが、その一歩手前であるといった判断が下さ れたのであった。

もしそうだとすると、前者の生活水準の方は どうであろうか。この場合生活水準といっても 多要因で、そのような広い意味でのレベルを考 え、ごくシェーマ的にこれを見たのが図2・図 3であった。

図2は「労働と生活」の「輪」の「循環」の 類型毎の若干誇張された大きさとその位置関係 を、ごく図式的に示したものであり、図3は、 より総合的にみた「人間らしい労働と生活」と いう基準からみた時は、全ては一線上にならび、 しかもずっとそれ以下に位置することを示して いる。その意味は「人間らしい労働と生活」と いった総合的観点からみると、それぞれ労働と 職場、そして生活を果たしながら、全体として

図 2 労働類型 (第1表参照) 別「労働と生活」の「輪」の大きさと位置

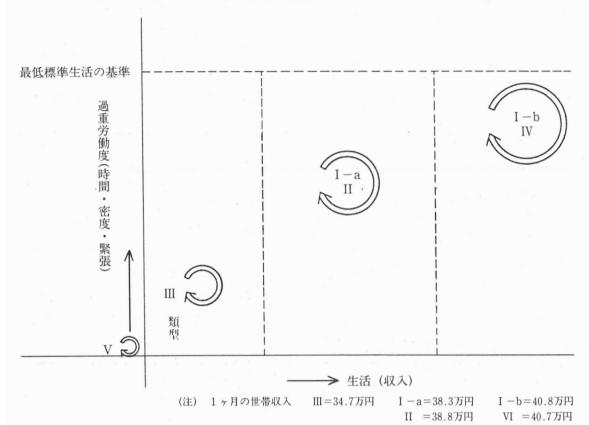
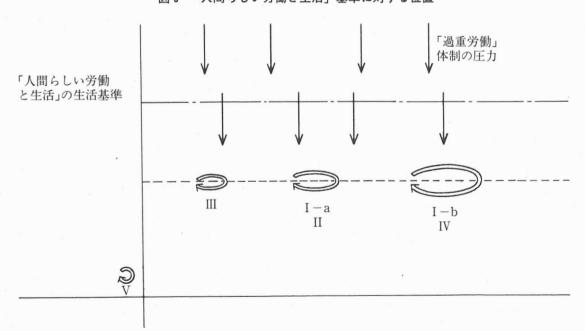


図3 「人間らしい労働と生活」基準に対する位置



「現代の労働者階級」として本質的に一致した 要求をもち得ることを示している。

以上、それだけでは「労働者の状態」として はあまりに抽象的であるゆえ、「最低生活費」(ミ ニマム) のいくつかをわれわれが算出したもの を示し、これまでのべてきた現実の日本の労働 者の所得が、いかに低いかを示すこととする。 ただこれらの「最低生活費」の表やそれを適用 した場合の現実の日本の労働者ないし勤労者の 収入のどこに位置するかは、余白がないので、 やがて(本年秋もやや遅く)出版されるわれわ れの共同著作(『現代日本の労働者階級-「過重 労働」体制での労働と生活ー』労働総研・全労 連編、新日本出版社刊) に収録された表を、詳 しくは参照いただきたい。すなわち1989年現在 で、いわゆる「標準生活」の最低限にあると考 えられる労働者で (家族4人、世帯主35歳、30 人未満の企業、現業労働者、1人稼働)、1ヶ月 の最低必要な家計費の最低限は、持家の者で57 万2576円、公営住宅入居者で56万1360円、借家 の者で61万3050円であった。すでにみたように、 1人稼働の場合ボーナスをいれても1ヵ月の収 入は、本『調査』でせいぜい40万円であったこ とを合わせると、このように控え目なミニマム の数字でも6割程度しか満たしていないことが わかる。

つぎに「共働き」の場合であるが、すでにのべたように、その必要な家計費の最低限は上昇するのであって、われわれの計算では(労働者層としては同じ層で、「共働き」という条件で計算)子供が義務教育にある段階で、最低標準家計費は79万2810円、子どもの1人が高校へいっている場合で81万9260円、大学と短大の場合で84万7460円となった³)。すでにみたようにこの『調査』による「共働き」1ケ月収入がボーナス込みで60万円程度とすれば、7割程度しかみたし

ていない。「共働き」しても間に合わないのだ。 こうして現実の労働者の日々の暮しそのもの は、最低の「標準生活費」に対しても、6~7 割しかみたしていない。その水準でくらしてい るのであった。すなわちそれだけ消費を削って 苦しい生活をしているということである。

だから、もし「人間らしい労働と生活」に対してこれを考えるなら、高くみてその半分の暮ししか満たしていないということが確実にいえると思うのである。

(注)

1) この調査は、本文でも若干ふれたが、労働総研の出発時点で第1プロジェクトとしておこなわれたが、ちょうど全労連大会で提起された「全面的生活保障要求」という関いの目標と完全に一致したので、共同の形で、全労連は調査政策局が窓口となり、調査そのものの実施を担当、研究所は生活保障体系プロジェクト(責任者・大木一訓)に集まった江口英一、大須真治、浜岡政好、本間信吾、唐鎌直義、岩田正美、鈴木ふみ、内山昻、藤吉信博の各氏の共同作業(主として分析、研究、執筆)との両機関の協力によっておこなわれた。調査は3次にわたり、中心は2次調査で、4,513ケースのアンケート調査がおこなわれた。調査時点は1991.1~92.5。結果は第7回全労連に報告された。分析には多くの人々が加わっているが、とくに研究所代表理事の戸木田嘉久氏の点検とその他の協力を得ている。

なおこの分析報告を素材として本文中に記述した研究 書が近く出版される予定であること重ねて記しておく。

- 2) 同氏の筆による諸論文、特に『労働運動』1991年9月 号、1992年6月号、さらに1993年2月号(新日本出版社刊)などを参照されたい。
- 3) これらの「最低生活費」の算定は、松崎久米太郎・生活問題研究家、上智大学教授に多くを負うている。江口英一・松崎久米太郎『80年代勤労者世帯生活の動向と「最低標準=最低基準生活」」(「国民生活研究」1992年3月号参照)。なお「共働き」についての最低生活費は、その後同氏が新しく計算したものである。

(理事・中央大学名誉教授)